

## 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」における論点（案）

「データ市場に係る競争政策に関する検討会」における論点（案）としては、以下の様なものが考えられるのではないか。

### 1 検討の意義

- ① データの利活用やプラットフォームの構築を促進することは、どのような観点から競争政策上プラス（又はマイナス）と評価されるか。（イノベーションの向上による競争促進、生産性向上、利便性向上等）
- ② データの利活用やプラットフォームの構築等の仕組みを検討する際には、個人情報保護やデータ保護の観点のほか、競争政策の観点も取り入れられているか。
- ③ 上記の点は、産業データかパーソナルデータかによって異なるか。

### 2 競争政策の観点からの重要なポイント

(1) データの利活用やプラットフォームの構築等の仕組みを検討するに当たり、競争政策の観点から重要なポイントは何か。例えば、以下のような点はどうか。

ア 集積されたデータへの自由かつ容易なアクセスが確保されること

現在、一部の分野等においては、個社で又は共同で、データを集積して利活用を行う取組が進められているところ、

- ① このような各事業者での取組において、集積されたデータへのアクセスが確保されることが競争政策上は重要ではないか。
- ② アクセスが確保されるための方策として、競争政策上望ましい又は望ましくない方策としてはどのようなものが考えられるか。

イ データの帰属の明確化、データポータビリティ、インターオペラビリティの確保

- ① データの帰属についての考え方（データは誰に帰属し、どのようなことが認められるか）はデータ市場の競争に影響を与えるか（十分に考え方が定まると競争を活発にし得るか、考え方によっては競争を活発にする妨げとなるか等）。
- ② データポータビリティが確保されていることは、競争政策上重要か。
- ③ インターオペラビリティの確保は競争政策上重要か。

#### ウ 政府等の後押し

政府等においても、上記のような検討や取組を先導・後押しする施策等が講じられてきているところ、

- ① このような政府等の施策等は、現在の事業者等での取組状況や利活用等の広がり現状からすれば、障害を取り除くための後押しとなり、新規参入を活発にする効果も考えられることから競争政策上望ましいといえるか。
- ② そのほかにも競争政策上望ましい又は望ましくないと考えられる要素はあるか。
- ③ 政府等の後押しとして、競争を活発にすると考えられる方策としてはどのようなものが考えられるか。

#### エ 競争法の執行の観点からの対策

競争法が適用される具体的なケースについては、過去の検討会で検討され、報告書となっているが、

- ① 独占禁止法の執行当局として、データ市場における競争をより活発にするとの観点からは、ほかに具体的になすべきことがあるか。
- ② また、現在のところ、競争阻害的な行為が懸念されるような場面としては、どのようなものがみられるか（ノウハウを有する中小企業、スタートアップ企業等）

#### オ その他

いわゆるデジタル・プラットフォーマーは、現在、サイバー上を中心に多くのデータを集積しているものと見られるところ、

- ① デジタル・プラットフォーマーのどのような点が懸念点なのか。（信頼、接点等の「独占」）
- ② 競争法・競争政策の観点から、どのような対策が考えられるか。

(2) 上記の点について、パーソナルデータの場合は、産業データの場合と異なるか。異なるとすればどのような点か。

(3) その他どのようなポイントがあるか。